

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和7年度（2025年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

（実績）

令和8年（2026年）5月

## 1 アクションプログラムの背景

本市では、平成18年度（2006年度）に策定した第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指してごみの減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成28年（2016年）10月に策定し、本市の課題であったごみ焼却量の削減目標を確実に達成するためのごみ減量・資源化策の推進や名越クリーンセンターの焼却停止後の施設として、新たなごみ焼却施設の稼働に向けた取組等、今後の廃棄物処理の方針を明確にしました。

本計画策定後、新たなごみ焼却施設建設に向けて住民説明会を行ってきましたが、地元住民との協議が平行線をたどる中、燃やすごみの処理手法として他の手法も考えられることから、ごみの減量・資源化施策及び燃やすごみの処理手法について、改めて検討を行いました。

その結果、平成31年（2019年）3月に、計画していた新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストかまくらを目指してごみの減量・資源化を進めていく「将来のごみ処理体制についての方針」を策定し、本市における最適なごみ処理体制を明らかにしました。

また、鎌倉市、逗子市及び葉山町におけるごみ処理広域化について、令和2年（2020年）8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定し、今後の広域連携の考え方を示しました。

さらに、プラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、平成30年（2018年）10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチック製品の削減取組の強化を図るとともに、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、新たな施策の推進が求められています。

このような新たな状況を踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう、令和3年（2021年）6月にごみ処理基本計画の改定を行いました。

アクションプログラムは、改定したごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであり、令和7年度（2025年度）アクションプログラムは令和7年度（2025年度）5月に策定したものです。

## 2 令和7年度（2025年度）アクションプログラムの実施概要

### （1）重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組のうち、次の6項目を重点項目として実施しました。

重点項目1 食品ロスの削減の取組

重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

重点項目3 新たな資源化

重点項目4 市民サービスの向上

重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

(2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量見込

焼却見込量 (t/年)	令和7年度(2025年度)
	29,036

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値 (単位:t)

項目	年度		
		令和7年度(2025年度)	
家庭系	紙類、プラスチック類の分別徹底	重点項目 2	949
	生ごみの資源化	重点項目 3	988
	紙おむつ資源化	重点項目 3	1,512
事業系	紙おむつの資源化	重点項目 3	762
	生ごみ等以外の資源化	重点項目 3	6,657
	生ごみ資源化促進	重点項目 5	2,253
	紙類の分別徹底	重点項目 5	393
総計			13,514

ごみ焼却量の目標値 (減量・資源化の施策を推進した場合)

焼却量目標値 (t/年) (①-②)	令和7年度 (2025年度)
	15,522

(3) ごみ焼却量の推移

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
ごみ焼却量 (施策未実施時の発生見込)	32,574 t	29,375 t	29,290 t	29,206 t	29,121 t	29,036
ごみ焼却量 (目標値)	29,639 t	27,564 t	26,758 t	26,316 t	24,885 t	15,522
ごみ焼却量 (実績値)	29,994 t	28,483 t	22,659 t	22,484 t	21,541 t	19,435

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳（月別）（実績値）

令和5年度（2023年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,486	2,122	1,435	1,690	2,072	1,635	1,669	1,219	2,145	1,763	1,476	1,975	20,686
事業系	122	122	158	132	138	193	145	176	156	162	121	173	1,798
計	1,608	2,244	1,593	1,822	2,210	1,828	1,814	1,395	2,301	1,925	1,597	2,148	22,484
自区外搬出(内数)	0	0	0	112	64	0	0	54	36	0	0	0	266

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和6年度（2024年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,664	1,838	1,703	1,293	2,104	1,861	1,611	1,297	1,680	1,900	1,345	1,731	20,027
事業系	117	134	116	240	175	125	156	139	197	115	0	0	1,514
計	1,781	1,972	1,819	1,533	2,279	1,986	1,767	1,436	1,877	2,015	1,345	1,731	21,541
自区外搬出(内数)	0	0	0	156	0	139	158	0	53	957	1,345	1,731	4,539

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和7年度（2025年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,595	1,626	1,518	1,623	1,498	1,439	1,437	1,404	1,539	1,435	1,436	1,428	17,978
事業系	100	127	126	137	137	135	128	117	131	124	92	103	1,457
計	1,695	1,753	1,644	1,760	1,635	1,574	1,565	1,521	1,670	1,559	1,528	1,531	19,435
自区外搬出(内数)	1,695	1,753	1,644	1,760	1,635	1,574	1,565	1,521	1,670	1,559	1,528	1,531	19,435

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について  
 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系燃やすごみ及び事業系ごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

令和5年度（2023年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,460	1,650	1,628	1,585	1,609	1,448	1,576	1,487	1,606	1,659	1,452	1,446	18,606
事業系	612	688	661	673	669	636	639	629	664	660	599	636	7,766
計	2,072	2,338	2,289	2,258	2,278	2,084	2,215	2,116	2,270	2,319	2,051	2,082	26,372

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和6年度（2024年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,651	1,579	1,432	1,668	1,546	1,449	1,504	1,431	1,560	1,624	1,310	1,445	18,200
事業系	684	694	670	733	691	660	677	652	660	659	581	659	8,020
計	2,335	2,273	2,102	2,401	2,237	2,109	2,181	2,083	2,220	2,283	1,891	2,104	26,220

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和7年度（2025年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,466	1,542	1,506	1,573	1,429	1,498	1,461	1,350	1,648	1,532	1,312	1,556	17,873
事業系	664	703	688	697	676	683	673	630	689	663	585	682	8,033
計	2,130	2,245	2,194	2,270	2,105	2,181	2,134	1,980	2,337	2,195	1,897	2,238	25,906

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

## ○総括

令和7年度（2025年度）のごみ焼却量は19,435トンとなり、前年度のごみ焼却量より2,106トン減少しましたが、目標値15,522トンの達成には至りませんでした。要因は、生ごみ及び紙おむつの資源化が実現しなかったことが挙げられます。

家庭系燃やすごみの収集量は、17,873トンで、戸別収集の先行実施やリデュース施策の推進を図ることにより、前年度と比べて327トン減少することができました。

事業系ごみの収集量は、8,033トンであり、前年度と比べて13トン増加しました。観光客の増加等コロナ禍の影響が緩和されたことが考えられますが、前年度と比べて微増であり、また、コロナ禍以前の令和元年度（2019年度）の9,358トンよりも大幅に減少しています。これは、コロナ禍での需要の減少に伴う厳しい経営状況の中、事業者の在庫管理が徹底されるようになったことや、廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による啓発・指導を継続してきたことにより発生が抑制されたものと考えられます。

項目	実績値			目標値
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和7年度 (2025年度)
焼却量	22,484t	21,541t	19,435t	15,522t

### 3 重点項目の概要

#### (1) 重点項目 1 食品ロスの削減の取組

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①家庭における食品ロスの削減	ごみダイエツ展						→					
	広報かまくら・HP・SNS（LINEやFacebook、X）等による啓発											
②飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度（2021年度）に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設</li> <li>令和7年度（2025年度）10件新規登録、計88件</li> </ul>											
③食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」にて情報提供</li> </ul>											
④食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究	令和6年度組成調査を踏まえた検討						家庭系ごみ組成調査					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭系燃やすごみの組成調査について令和6年度（2024年度）の調査を踏まえ、厨芥類の分類項目を見直して実施。</li> <li>食品ロスの発生要因では「未開封食品」が最多（燃やすごみ全体の約5%）</li> </ul>											
⑤未利用食品を活用するための活動の支援	フードドライブ											
	(4/1~3/31) <ul style="list-style-type: none"> <li>フードドライブを通じて、集まった食材を必要な人や団体に提供</li> <li>鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携を図り、受入を促進</li> <li>飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発</li> </ul>											

#### 【参考実績】

#### 令和7年度（2025年度）フードドライブ実績

募集期間	令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日
提供人数	100人
提供品数	448品
重量	142.4kg
主な品目	米、麺類、缶詰類、レトルトカレー、飲料水、茶葉、調味料など

## ○総括

令和7年度（2025年度）は、本庁舎ロビーでのごみダイエツ展、広報かまくら、ホームページ及びSNSで食品ロスに関する市民・事業者及び市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行いました。また、フードドライブを1年間を通じて継続的に実施し、100人の方にご協力いただきましたが、令和6年度（2024年度）実績に対して減少となったことから、今後、受付窓口の拡充を図ることとします。

食品ロス削減の取組を行う事業者を応援する「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」に基づき、88件の登録店舗の取組を「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」において広く紹介し、登録店舗の利用を促すことにより食品ロス削減の機運醸成に努めました。また、当該制度の普及を図るため、廃棄物発生抑制等啓発指導員の訪問時に周知を行いました。

(2) 重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発	水道直結式ウォーターサーバー設置、給水スポットの周知											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度（2025年度）末時点でウォーターサーバーを30台供用</li> <li>・給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」や鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携した周知</li> <li>・プラスチック使用製品の製造事業者における使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築への協力</li> </ul>											
②水切りの普及啓発	ホームページ・広報かまくら・自治町内会説明会等による啓発											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報かまくらやホームページ、自治・町内会の説明会で生ごみの水切りの必要性について発信</li> </ul>											
③家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	生ごみ処理機の常設展示・購入費助成											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度（2025年度）助成台数485台</li> <li>・市役所本庁舎での展示や地域の説明会で生ごみ処理機の周知・啓発</li> <li>・利用状況の追跡調査の開始</li> </ul>											
④生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	多量排出事業者等への個別訪問による指導											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）22者及び準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）95者を個別訪問</li> <li>・分別の徹底とともに、使い捨て物品の削減等について要請</li> </ul>											
⑤不用品登録制度などのリユース制度の拡充	広報かまくら、ホームページでの周知啓発											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不用品登録制度（リユースネット）は令和7年度（2025年度）成立件数1,462件、目標の成立件数1,000件を達成</li> <li>・リユース食器は令和7年度（2025年度）11件の助成</li> <li>・回収ボックスによる雑貨のリユースを行う実証実験を実施</li> </ul>											
⑥3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	広報かまくら、SNS等での周知啓発											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS、Youtube及びごみダイエット展での周知・啓発の実施</li> </ul>											
⑦多様なツールによる情報発信	LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINEを活用した、資源物とごみの分け方・出し方や収集日等の情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」で周知・啓発</li> <li>・令和7年度（2025年度）末時点で登録者数3.2万人</li> </ul>											
⑧学校等における環境教育等の推進 地域での環境学習や3Rの取り組み支援	集合形式等による説明会、紙芝居の貸出し											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校～高校生の授業や説明会でごみの減量・資源化に関する市の取組等の取材対応、町内会イベントの参加、紙芝居貸出など計17回実施</li> </ul>											
⑨不適正な排出に対する指導	内容物調査、不適切排出者への訪問指導											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすごみ及び燃えないごみの有料化実施に伴い、不適正な排出に対する公平性担保のため、平成29年度（2017年度）から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を実施</li> </ul>											

**【参考実績】**

**生ごみ処理機助成台数（過去5年）** (単位：台)

年度	電動型	非電動型	合計
令和3年度(2021年度)	338	253	591
令和4年度(2022年度)	379	224	603
令和5年度(2023年度)	421	191	612
令和6年度(2024年度)	338	123	461
令和7年度(2025年度)	335	150	485

**不用品登録制度登録・成立実績（過去5年）** (単位：件)

年度	登録件数	成立件数	成立割合
令和3年度(2021年度)	1,187	925	77.9%
令和4年度(2022年度)	1,884	1,295	68.7%
令和5年度(2023年度)	2,140	1,370	64.0%
令和6年度(2024年度)	1,764	1,043	59.1%
令和7年度(2025年度)	2,034	1,462	71.9%

**リユース食器実績（過去5年）** (単位：件)

月 日	補助件数	備考
令和3年度(2021年度)	0	令和3年度はコロナ禍の影響により、飲食を伴うイベント開催は自粛、制限されたため、補助実績なし。
令和4年度(2022年度)	3	
令和5年度(2023年度)	5	
令和6年度(2024年度)	11	
令和7年度(2025年度)	11	

**令和7年度リユース食器実績（補助実績：11件）**

申請日	事業名及び利用団体	申請日	事業名及び利用団体
4月 4日	わくわく花フェスタ2025	9月 19日	七里ガ浜地区市民運動会
5月 12日	第26回鎌人いち場	9月 29日	第74回(令和7年)腰越地区市民運動会
5月 20日	材木座子供フェスティバル	10月 8日	第27回鎌人いち場
7月 19日	鎌倉中央公園フェスティバル	12月 16日	令和7年餅つき
7月 22日	津町内会夏祭り	12月 26日	2026年(令和8年) どんど焼き
7月 30日	夏祭り(令和7年)流しそうめん		

## LINE「ごみ調べ」登録実績（過去5年）（3月末時点）

年度	累計登録者数(人)	年間アクセス数(回)
令和3年度(2021年度)	12,844	147,077
令和4年度(2022年度)	16,323	184,404
令和5年度(2023年度)	21,467	248,489
令和6年度(2024年度)	27,024	318,586
令和7年度(2025年度)	32,254	429,117

## 環境教育実績（過去5年）

年度	実施件数(件)	備考
令和3年度(2021年度)	10	令和2～6年度はコロナ禍の影響により、DVDや紙芝居の貸出を中心とした環境教育を実施。
令和4年度(2022年度)	10	
令和5年度(2023年度)	21	令和7年度は対面による出前講座を再開し、全体で600名近い対象者の環境教育を実施。
令和6年度(2024年度)	9	
令和7年度(2025年度)	17	

### ○総括

使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指したマイボトルの普及策として、令和元年（2019年）から公共施設内に水道直結式ウォーターサーバーの設置を開始し、令和7年度（2025年度）末時点で30台の一般供用を開始しています。

令和4年(2022年)4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品（洗剤等の使用済つめかえパック）の製造事業者における使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化策の制度構築に対して協力しています。

LINEを活用したごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」は、自治町内会説明会等において周知を図る等、更なる普及促進を行った結果、令和7年度（2025年度）末時点で登録者数が3.2万人を超えました。

不用品登録制度の成立件数は、目標とする1,000件を上回りました。また、コロナ禍における新たな生活様式によって、令和2年度（2020年度）以降、家庭用生ごみ処理機の実用需要が増加していましたが、令和6年度（2024年度）に減少し、令和7年度（2025年度）の助成台数は前年度から微増の485台となりました。

発生抑制の取り組みについて、自治・町内会説明会やイベント、学校等における環境教育での周知・啓発や、SNSを活用した情報発信等を行いました。

### (3) 重点項目3 新たな資源化

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①家庭系生ごみの資源化	資源化手法の検討及び地域住民との協議											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化手法の検討に当たり、生ごみ資源化施設、大阪関西万博における生ごみ資源化プラントの視察、発酵残渣の処理手法の情報収集を実施</li> <li>名越中継施設整備に伴う中継施設の継続利用に当たり、地元住民と施設の運用状況等について優先的に協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>●地元協議会の開催 中継施設の運用状況及び周辺環境への負担軽減対策実施状況（臭気・騒音測定結果等）について説明し、了承を得る。（年間3回開催）</li> </ul> </li> </ul>											
②紙おむつの資源化	排出事業者ヒアリング						要綱の制定					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年（2024年）10月使用済み紙おむつの資源化実証実験報告書を公表</li> <li>令和8年（2026年）3月鎌倉市使用済み紙おむつ処理機購入費等補助金交付要綱を制定</li> </ul>											
③事業系ごみの最適な資源化	資源化処理実施											
	令和4年（2022年）6月オリックス資源循環株式会社と5年間の長期継続契約締結											

#### ○総括

施設運用終了後に生ごみ資源化施設整備の建設予定地としている今泉クリーンセンターの中継機能の継続利用に当たり、安定的な施設運用及び周辺環境への負担軽減のための対策を講じ、地元協議会との協定内容を遵守するよう努めました。また、生ごみ資源化施設整備は、過年度に実施した資源化手法に関するサウンディング調査の結果等を踏まえ、今後、地元協議会とともに広く資源化手法等の検討を進めます。

紙おむつの資源化は、令和5年度（2023年度）に実施した実証実験の結果を踏まえ、令和6年（2024年）10月に報告書を公表しました。異物除去や乾燥等の追加工程を踏むことにより、分離処理した生成物の製品化の可能性があると考えられる一方、事業化に当たっては、収集運搬体制の構築や施設整備、必要設備の導入等に係る経済面での検討を進める必要があります。

令和8年（2026年）3月に、事業所での自己処理を促すことにより、廃棄物の減量・資源化を図ることを目的として、鎌倉市使用済み紙おむつ処理機購入費等補助金交付要綱を制定しました。

事業系ごみの資源化は、オリックス資源循環株式会社に6,244トン搬送し、資源化処理を行いました。

(4) 重点項目4 市民サービスの向上

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①家庭系ごみ戸別収集の検討	戸別収集先行地区開始			アンケート調査								
				説明会						収集運搬事前シミュレーション		
				広報かまくら パンフレット配付								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過           <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 戸別収集先行地区開始</li> <li>7月から8月 アンケート調査</li> </ul> </li> <li>市民周知           <ul style="list-style-type: none"> <li>11月 広報かまくら11月号 (特集)</li> <li>12月 広報かまくら12月号 パンフレット配布</li> <li>12月から1月 説明会開催</li> <li>2月 令和8年4月以降収集曜日に変更がある世帯に対し、収集カレンダーの配布</li> </ul> </li> <li>その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>居住者専用集積所を持たない集合住宅の専用排出場所の確認</li> <li>収集事業者と事前シミュレーションを実施</li> </ul> </li> </ul>											
②分別しやすい排出方法の検討	LINE (鎌倉ごみ調べ) を活用した情報提供											
	小型充電式電池の収集開始						分別区分見直し					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>LINEアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」によりさらなる周知</li> <li>紙類・小型充電式電池の分別区分の見直し</li> </ul>											

○総括

戸別収集は、高齢者等のごみ出しをはじめとするクリーンステーション収集に伴う様々な負担を軽減するだけでなく、収集環境・景観の向上やごみの減量効果も期待できる施策です。

以前の検討では、減量効果に対する費用負担が過大である等の理由により実施を見送った経緯がありましたが、平成27年度（2015年度）のモデル事業終了から約9年が経過する中、高齢化や新型コロナウイルスの影響による市民生活の変化を踏まえ、ごみ出し負担の軽減等の福祉的な側面から改めて必要性を再整理し、令和4年度（2022年度）より具体的な検討を開始しました。

令和7年（2025年）4月から先行地区での燃やすごみ戸別収集を開始し、令和8年（2026年）4月からの鎌倉市内全域での開始に向けて、広報かまくら特集号等での周知や説明会を開催しました。また、先行地区にお住まいの方2,000人を対象に、当該事業の評価や感想をお伺いするため、アンケート調査を実施しました。その他にも、集合住宅の戸別収集品目専用排出場所の確認、収集事業者による収集運搬事前シミュレーションを実施することで、燃やすごみの戸別収集実施に備えました。

分別排出に関して、市民の利便性向上を図るため、紙類のうちボール紙・クラフト紙のミックスペーパーへの統合、令和7年（2025年）4月から開始したりチウムイオン電池等小型充電式電池の収集品目拡大を検討し、令和8年（2026年）4月から実施することとしました。

(5) 重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	事業者への啓発訪問等											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日観光客等によるポイ捨て対策として、不法投棄をしないよう呼びかける掲示物を外国語（英語、中国語、韓国語）で作成し、大型連休前に観光客が多く集まる小町・長谷・由比ガ浜で120部配付した。</li> <li>・ごみ処理の現状や3Rの必要性、分別方法の説明、食品ロスの削減及びごみ削減への協力要請</li> </ul>											
②事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	訪問指導の実施											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者22者、準多量排出事業者95者のほか、収集運搬許可業者と新たに契約を締結した事業者等254者を訪問指導</li> <li>・住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者59者の施設訪問指導</li> <li>・廃棄物適正処理主任指導員による、商店街や同業者組合等12団体の訪問指導</li> </ul>											
③事業所から排出される生ごみの資源化の促進	事業系生ごみ処理機の情報提供											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系生ごみ処理機の普及については、飲食店や福祉施設等を中心に、助成制度の紹介による設置促進</li> <li>・令和7年度（2025年度）事業系生ごみ処理機設置補助実績1件</li> </ul>											

【参考実績】

事業者訪問実績（過去5年）

（単位：者）

年度	多量排出事業者	準多量排出事業者	他事業者	住宅宿泊・旅館業法許可事業者	商店街・同業者組合
令和3年度(2021年度)	25	79	259	34	-
令和4年度(2022年度)	24	82	357	35	-
令和5年度(2023年度)	21	72	459	16	-
令和6年度(2024年度)	21	90	934	47	18
令和7年度(2025年度)	22	95	254	59	12

3R啓発訪問実績（過去5年）（単位：者）

年度	件数
令和3年度(2021年度)	403
令和4年度(2022年度)	538
令和5年度(2023年度)	568
令和6年度(2024年度)	1,092
令和7年度(2025年度)	550

### 事業系生ごみ処理機実績（過去5年）（単位：台）

年度	台数
令和3年度(2021年度)	1
令和4年度(2022年度)	1
令和5年度(2023年度)	0
令和6年度(2024年度)	0
令和7年度(2025年度)	1

#### ○総括

事業系ごみの収集量は、コロナ禍前の令和元年度（2019年度）は9,358トンでしたが、コロナ禍による事業系ごみの減少、分別徹底等の啓発・指導の継続実施等により、令和2年度（2020年度）以降は概ね7,800トン～7,900トンで推移してきました。その後行動制限の撤廃等コロナ禍の影響が緩和されたことによるインバウンド客の増加に伴い、令和7年度(2025年度)は8,033トンと、令和6年度（2024年度）に続き増加傾向にあります。

事業系ごみの減量化及び資源化の具体的な取組としては、排出事業者への廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみの資源化及び事業系生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

多量排出事業者の食品を運搬している事業者に対し、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者に関する情報を提供するとともに、事業者個別訪問において事業系生ごみ処理機の導入を促し、1者が市補助金を活用して新たに設置を行い、事業者5者で生ごみを自家処理しています。

(6) 重点項目 6 安定的なごみ処理体制の構築

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①広域連携による新たなごみ処理体制の構築について	逗子市との事務委託による広域化処理を実施											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進に向けた検討等（年間5回開催）</li> <li>逗子市・鎌倉市事務の委託に関する連絡会議 処理状況及び令和8年度予算に係る負担金について協議（年間1回開催）</li> <li>逗子市既存焼却施設での焼却処理を実施 令和7年度実績：7,053t</li> </ul>											
②市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	広報かまくら			広報かまくら			「分け方・出し方」全戸配布					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治・町内会等の説明会における3R推進／戸別収集の取組周知</li> <li>7月、1月 広報かまくら「こちら環境通信局」の掲載</li> <li>11月 第4次一般廃棄物処理基本計画素案の市民意見（パブリックコメント）募集及び募集に係る周知</li> <li>2月 「資源物とごみの分け方・出し方」全戸配布</li> </ul>											
③バックアップ協定の締結	協定及び契約に基づき燃やすごみの処理を実施											
	4月1日から2自治体（茅ヶ崎市・大和市）及び6民間事業者で処理を実施											
④災害時の協力支援体制	災害廃棄物処理基本計画の見直し											改訂
	協定事業者との訓練成果物作成											
⑤ごみ処理施設等のあり方の検討	名越中継施設整備工事（既存施設解体）を実施											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名越中継施設整備工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年(2025年)4月～令和8年2月 土壌汚染関連調査及び手続</li> <li>令和7年(2025年)9月～ 既存施設解体に着手</li> </ul> </li> <li>○レッドゾーン対策工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年(2025年)11～12月 既存落石防護柵等の撤去</li> <li>令和8年(2026年)1～2月 法面形成(樹木伐採等)</li> <li>令和8年(2026年)2月～ 落石防護柵等の設置に着手</li> </ul> </li> </ul>											

○総括

令和7年度(2025年度)から「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市への事務の委託により、燃やすごみの広域処理を開始しました。処理に当たっては、逗子市との連絡会議や協議を通じて円滑な処理に向けて調整を図りました。

また、安定的な処理を行うため、茅ヶ崎市、大和市の2自治体、バックアップ協定を締結している6民間事業者において、燃やすごみの処理を行いました。

さらに、災害時協力支援協定を締結した事業者と仮置場設置に向けた成果物を作成するとともに災害時に円滑に対応できるよう鎌倉市災害廃棄物処理計画を改訂しました。

将来のごみ処理体制において中核となる名越中継施設の整備に向けて、施工事業者と連携し、安全な施設整備及び周辺環境への負担軽減に向けた対策を講じ、地元協議会との協定内容を遵守するよう努めました。